

## 別紙1 計算書類に対する注記（法人全体）

### 1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品

残存価額を零とする定額法によっている。

②リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

①賞与引当金：職員の賞与及び介護職員処遇改善一時金支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。

#### (4) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4 法人で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 5 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 和の里拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

「特別養護老人ホーム和の里」

イ 錦の里拠点(社会福祉事業)

「グループホーム錦の里」

「小規模多機能ホーム錦の里」

ウ 神田の里拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム神田の里」

エ 東神田の里拠点(社会福祉事業)

「グループホーム東神田の里」

「特別養護老人ホーム東神田の里」

「特別養護老人ホーム東神田の里ショートステイ」

「デイサービス東神田の里」

「グループホーム第2東神田の里」

オ 寝屋川市第九中学校区地域包括支援センター拠点(公益事業)

「寝屋川市第九中学校区地域包括支援センター」

カ 寝屋川市第五中学校区地域包括支援センター拠点(公益事業)

「寝屋川市第五中学校区地域包括支援センター」

キ ケアプランセンター拠点(公益事業)

「ケアプランセンター」

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	311,735,883	0	0	311,735,883
建物	1,057,460,379	0	81,042,947	976,417,432
合計	1,369,196,262	0	81,042,947	1,288,153,315

7 基本均又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	311,735,883 円
建物 (基本財産)	976,417,432 円
計	1,288,153,315 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	819,892,000 円
計	819,892,000 円

9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているので省略

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。 (単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	221,806,650	416,194	221,390,456
未収金	0	0	0
未収補助金	79,801,000	0	79,801,000
合計	301,607,650	416,194	301,191,456

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 別紙2 計算書類に対する注記（和の里拠点）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
  - ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品  
残存価額を零とする定額法によっている。
  - ②リース資産
    - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①賞与引当金：職員の賞与及び介護職員処遇改善一時金支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
  - ②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 拠点で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 和の里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑩)
  - ア 法人本部
  - イ 特別養護老人ホーム和の里
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	311,735,883	0	0	311,735,883
建物	283,425,668	0	13,229,480	270,196,188
合計	595,161,551	0	13,229,480	581,932,071

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	311,735,883 円
建物（基本財産）	270,196,188 円
計	581,932,071 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	120,500,000 円
計	120,500,000 円

### 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているので省略

### 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	67,953,220	0	67,953,220
未収補助金	11,743,000	0	11,743,000
合計	79,696,220	0	79,696,220

- 1 0 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
- 1 1 重要な後発事象  
該当なし
- 1 2 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状  
態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 別紙2 計算書類に対する注記（錦の里拠点）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
  - ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品  
残存価額を零とする定額法によっている。
  - ②リース資産
    - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①賞与引当金：職員の賞与及び介護職員処遇改善一時金支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
  - ②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 拠点で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 錦の里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
  - ア グループホーム錦の里
  - イ 小規模多機能ホーム錦の里
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	72,147,479	0	7,616,745	64,530,734
合計	72,147,479	0	7,616,745	64,530,734

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	64,530,734 円
計	64,530,734 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	37,980,000 円
計	37,980,000 円

### 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているので省略

### 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	19,382,543	0	19,382,543
未収補助金	19,046,000	0	19,046,000
合計	38,428,543	0	38,428,543

- 1 0 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
- 1 1 重要な後発事象  
該当なし
- 1 2 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状  
態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 別紙2 計算書類に対する注記（神田の里拠点）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
  - ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品  
残存価額を零とする定額法によっている。
  - ②リース資産
    - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①賞与引当金：職員の賞与及び介護職員処遇改善一時金支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
  - ②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 拠点で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 神田の里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑫)は省略している

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	118,055,711		12,249,552	105,806,159
合計	118,055,711	0	12,249,552	105,806,159

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	105,806,159 円
計	105,806,159 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	96,131,000 円
計	96,131,000 円

### 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているのので省略

### 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	26,314,542	0	26,314,542
未収補助金	16,939,000	0	16,939,000
合計	43,253,542	0	43,253,542

- 1 0 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
- 1 1 重要な後発事象  
該当なし
- 1 2 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状  
態を明らかにするために必要な事項  
該当なし



## 別紙2 計算書類に対する注記（東神田の里拠点）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
  - ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品  
残存価額を零とする定額法によっている。
  - ②リース資産
    - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①賞与引当金：職員の賞与及び介護職員処遇改善一時金支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
  - ②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 拠点で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 東神田の里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑩)
  - ア グループホーム東神田の里
  - イ 特別養護老人ホーム東神田の里
  - ウ 特別養護老人ホーム東神田の里ショートステイ
  - エ デイサービス東神田の里
  - オ グループホーム第2東神田の里

- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	583,831,521	0	47,947,170	535,884,351
合計	583,831,521	0	47,947,170	535,884,351

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	535,884,351 円
計	535,884,351 円
担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。	
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	565,281,000 円
計	565,281,000 円

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
貸借対照表上、間接法で表示しているため省略

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	102,059,669	416,194	101,643,475
未収金	0	0	0
未収補助金	32,073,000	0	32,073,000
合計	134,132,669	416,194	133,716,475

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11 重要な後発事象  
該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状  
態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 別紙2 計算書類に対する注記（第九中学校区地域包括支援センター拠点）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
  - ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品  
残存価額を零とする定額法によっている。
  - ②リース資産
    - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①賞与引当金：職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
  - ②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 拠点で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 第九中学校区地域包括支援センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑫)は省略している

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

該当なし

### 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているので省略

### 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,028,005	0	1,028,005
合計	1,028,005	0	1,028,005

### 10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11 重要な後発事象

該当なし

### 12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 別紙2 計算書類に対する注記（第五中学校区地域包括支援センター拠点）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
  - ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品  
残存価額を零とする定額法によっている。
  - ②リース資産
    - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①賞与引当金：職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
  - ②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 拠点で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 第五中学校区地域包括支援センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑫)は省略している

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

該当なし

### 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているので省略

### 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	613,837	0	613,837
合計	613,837	0	613,837

### 10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11 重要な後発事象

該当なし

### 12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 別紙2 計算書類に対する注記（ケアプランセンター拠点）

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
  - ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品  
残存価額を零とする定額法によっている。
  - ②リース資産
    - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①賞与引当金：職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
  - ②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 拠点で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ケアプランセンター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑫)は省略している

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

該当なし

### 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているので省略

### 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,454,834	0	4,454,834
合計	4,454,834	0	4,454,834

### 10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

#### 1.1 重要な後発事象

該当なし

#### 1.2 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし